

第233回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第12号

令和5年10月4日かすみがうら市農業委員会告示第12号をもって、令和5年10月10日（火）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第233回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和5年10月10日（火）午後2時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番	海東 功	2番	西崎 敏和	3番	鈴木 良道	4番	宮本 教夫
5番	塚本 勝男	6番	安田 治	7番	飯田 敬市	8番	久松 弘叔
9番	井坂 孝雄	10番	高田 健司	11番	谷中 昌	12番	廣原 孝
13番	栗山 千勝	14番	塚本 茂	15番	中山 峰雄		

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 齊藤 健 係長 横田 桂明 主幹 関根 治彦

6. 議事録署名委員

1番 海東 功 4番 宮本 教夫

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
 - 報告第28号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 報告第29号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
 - 議案第59号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
 - 議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第62号 現況証明願の交付決定について
 - 議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第64号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後2時55分閉会

事務局長	<p>起立 礼 着席願います。</p> <p>只今から、令和5年 第233回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は、15名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p>
議 長	<p>会長あいさつ</p>
議 長	<p>はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を行う。</p>
議 長	<p>次に 議事録 署名委員の指名 及び 書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、</p> <p>1番 海東 功委員、4番 宮本 教夫委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の 関根主幹 を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に 日程の決定について、お諮(はか)りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声・・・</p>
議 長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議 長	<p>次に 報告第28号から第30号の報告案件ですが、委員の皆様にはすでに 議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>

議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第59号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 —事務局朗読—</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
9番 井坂 孝雄	<p>10月3日 午前9時から霞ヶ浦庁舎において、鈴木委員と久松委員と私、井坂の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは説明いたします。 番号1番の農地は、●●●●●●●● から約900m南東に位置する田1筆になります。 現況は、 雑草繁茂の状態 でした。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。 水稲 を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号2番の農地は、●●●●●●●● から約500m北西に位置する畑1筆になります。 現況は、 きれいに管理 されていきました。 申請人は、新規就農のため、今回の申請に至りました。 栗 を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号3番の農地は、●●●●●●●● から 約800m北西に位置する畑1筆になります。 現況は、 雑草繁茂の状態 でした。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。 野菜 を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号4番の農地は、●●●●●●●● から 約800m北西に位置する畑1筆になります。 現況は、 雑草繁茂の状態 でした。</p>

9番 井坂 孝雄	<p>申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。 野菜 を作付けする計画です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を 満たしていると考えます。 委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>★これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
11番 谷中 昌	<p>売買価格を教えてください。</p>
事務局	<p>売買価格は、一筆2万円です。</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は 原案のとおり 許可することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>次に番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
5番 塚本 勝男	<p>受人の所有の面積はこれだけですか。</p>
事務局	<p>面積はこれだけです。他に持っている土地はありません。</p>
6番 安田 治	<p>渡人の現在の所有している面積はわかりますか。</p>
事務局	<p>詳細な場所等の内訳はわかりません。</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>

議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号2番は 原案のとおり許可することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>次に番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号3番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号3番は 原案のとおり許可することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>★（次に番号4番の審議、質問）同様に諮る。</p>
議 長	<p>「議案第59号 農地法第3条の規定による 権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに 決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に 「議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>—事務局朗読—</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
9番 井坂 孝雄	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番になります。 図面番号1番 も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、 ●●●●●●●●●● の約900m北東に位置する畑4筆になります。</p> <p>こちらは、農振農用地となります。</p>

9番 井坂 孝雄	<p>申請人は、農業用施設(牛舎2棟、飼料置場)として使用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>また、申請地は農振農用地ですが、申請地は農業に資する施設であることから不許可の例外に該当し、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
5番 塚本 勝男	<p>取得して、まだ時間が経っていないのですが、それで許可を求めているのですか。</p>
事務局	<p>7月の総会に提出したものです。</p> <p>確認したところ、牛舎を建てる場所は、当初は別な場所を検討していましたが、その土地が傾斜地や土壌の関係で工事ができなかったため、3条で取得して耕作する予定でしたが、今の牛舎の隣接地でもある、こちらの農地で対応したいとのことでした。</p> <p>この件について、県に確認をしたところ3条で所有権移転を認めています。その後、転用等の用途変更の理由等を確認したうえで慎重に対応することと伺っています。牛舎を建てる予定として牛の購入の発注をし、牛舎が早急に必要になり、当初の建築予定地が工事ができなくなってしまったことが許可相当の理由としています。</p>
2番 西崎 敏和	<p>耕作をすることで農地を買っているのだが。</p>
事務局	<p>3条で買っているのだから基本的には耕作をお願いしたいのですが、急な件で変更が必要になった場合は不許可とするのは難しいです。</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は 原案のとおり許可することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第60号 農地法第4条の規定による 許可申請について」は、原案のとおり 許可することに 決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に 「議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については 事前調査を実施しております。 —事務局朗読—</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
8番 久松 弘叔	<p>それでは説明いたします。 番号1番になります。 図面番号2番 も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●● から約300m南東に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、 太陽光発電施設 として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号2番になります。 図面番号3番 も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●● から約300m南東に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、 太陽光発電施設 として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号3番になります。 図面番号4番 も併せてご覧ください。</p>

議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は 原案のとおり許可することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>★（次に番号2番の審議、質問）同様に諮る。 ★（次に番号3番の審議、質問）同様に諮る。 ★（次に番号4番の審議、質問）同様に諮る。 ★（次に番号5番の審議、質問）同様に諮る。</p>
議 長	<p>「議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり 許可することに 決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に 「議案第62号 現況証明願の交付決定について」 上程いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお 当案件については 事前調査を実施しております。 －事務局朗読－</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
3番 鈴木 良道	<p>それでは説明いたします。 番号1番になります。 図面番号7番 も併せてご覧ください。 申請地は、 ●●●●●●●● から約400m南に位置する畑2筆になります。 こちらは、24年以上前から駐車場として使用している状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。また、該当地については、平成6年に農地法5条で資材置場及び駐車場として許可を出している案件であり、地目変更登記が完了していなかったため今回の申請に至りました。 以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>

議 長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について 原案のとおり 交付することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は 原案のとおり 交付することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第62号 現況証明願の交付決定について」は、原案の とおり 交付することに 決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に 「議案第63号 農業経営 基盤強化 促進法 第18条 第1項 の規定による 農用地 利用集積計画の決定について」上程いたしま す。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 —事務局説明—</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第63号 について 原案のとおり 決定することに 賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、「議案第63号 農業経営 基盤強 化 促進法 第18条 第1項の規定による 農用地 利用集積計画の 決定について」は、原案のとおり 決定いたしました。</p>

議 長	<p>次に「議案第64号 農地中間管理事業の 推進に関する法律 第19条 第3項の規定による 農用地 利用集積等促進計画案の 意見の 決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>—事務局説明—</p>
議 長	<p>事務局説明が 終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第64号 について、原案のとおり 決定することに 賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、「議案第64号 農地中間管理 事業の推進に関する法律 第19条第3項の規定による 農用地 利用集 積等促進計画案の 意見の決定について」は、原案のとおり 決定いた しました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p>
議 長	<p>その他、農業委員さんから、何かありましたら お願いします。</p>
議 長	<p>来月の総会は、11月10日（金）午後2時から、予定して おります。</p>
議 長	<p>なお、次回の事前調査員は、高田 健司 委員、谷中 昌 委員、 廣原 孝 委員 です。</p> <p>日時は、11月2日（木）午前9時から、霞ヶ浦庁舎 小会議室2と いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他に 事務局から、何かありますか。</p>

<p>事務局長</p>	<p>1 女性農業委員・農地利用最適化推進委員の登用に関するお願いについて 2 令和5年度 企業参入セミナーの周知について</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、説明がありましたが、ご質問等ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、以上を持ちまして、第233回 総会を閉会いたします。 慎重審議 大変ご苦勞様でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>・・・起立 礼・・・ お疲れさまでした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により
署名する。

かすみがうら市農業委員会会長_____

署名委員_____

署名委員_____